

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます。）
- b. IT 実装支援（外部専門家から社員への IT 教育・研修を毎月実施しています）
- c. グリーン化の取組（「森の再生プロジェクト」に参加し森林再生を推進しています）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行います。その際には下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に考慮して決定します。単価決定には労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金（振込）で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

自然災害や感染症、原材料価格の高騰など、さまざまな困難を経験する中で、私たちは「支え合う地域・産業の大切さ」を強く実感しました。特に高齢化が進む養鶏業界に対しては、持続可能な取引を通じて支援し、価格ではなく価値で選ばれる商品づくりに努めています。

地域に根ざした雇用創出や、千葉県の地場産業としての発展にも貢献しながら、今後は日本の優れた玉子焼文化を海外にも広め、地域経済の活性化と日本の食文化の発信に取り組んでまいります。

2025年7月23日

マルユ一株式会社

代表取締役社長 井木永悟